

第 91 回国際獣疫事務局（WOAH）総会概要

1. スケジュール等

- （１）日程：令和 6 年 5 月 26 日（日）～ 5 月 30 日（木） 5 日間
- （２）開催場所：フランス・パリ 化学会館
- （３）我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課長（WOAH 日本代表） 他

2. 主な内容

（１）開会式

本年は、国際獣疫事務局（WOAH）の創設 100 周年にあたることから、開会式は祝賀ムードに包まれた。WOAH 事務局長及び総会議長の挨拶に次いで、合計 17 の加盟国及び国際機関から祝辞が述べられた。日本からは坂本哲志農林水産大臣がビデオメッセージにより祝辞を述べた。



（２）各種選挙

各国代表の投票により、以下の選挙が行われた。

① 事務局長

現事務局長が今年退任するため、次期事務局長の選挙が行われた。候補者はエマニュエル・スベラン氏（現フランス代表）と、ルイス・バルコス氏（WOAH アメリカ地域事務所代表、アルゼンチン）の 2 名であり、投票の結果、フランスのスベラン氏が当選した。

② 理事会

WOAH の技術的及び行政的事項、総会に提出する活動計画や予算案等を審議する理事会の理事として WOAH 日本代表の沖田動物衛生課長が選出された。選挙後の理事会メンバー9 名（5 地域各 2 名（中東のみ 1 名））は以下のとおり（敬称略）。

議長	Susana Guedes Pombo	ポルトガル
副議長	Fajer Al Salloom	バーレーン
前議長（充て職）	Hugo Idoyaga	パラグアイ
理事	沖田賢治	日本
	Mary van Andel	ニュージーランド
	Christine Middlemiss	イギリス
	Mbargou Lo	セネガル
	Roland Xolani Dlamini	エスワティニ
	Wilmer José Juárez Juárez	ニカラグア

③ 地域委員会役員

アジア・太平洋地域委員会役員は以下のとおり（敬称略）。

議長	Baoxu Huang	中国
副議長	K. A. C. H. A. Kothalawala	スリランカ
	Akma binti Nhah Hamid	マレーシア
事務局長	Beth Cookson	オーストラリア

④ 専門委員会

陸生動物衛生基準委員会（コード委員会）、科学委員会、水生動物衛生基準委員会（水生委員会）、生物基準委員会（ラボラトリー委員会）の 4 つの専門委員会委員（各委員会 6 名）が投票により選出された。我が国からは、コード委員会副議長に村井清和氏（動物衛生課課長補佐）、ラボラトリー委員会委員に川治聡子氏（農研機構・動物衛生研究部門上級研究員）が選出された。各委員会の議長は以下のとおり（敬称略）。

コード委員会	Etienne Bonbon	フランス
科学委員会	Cristobal Zepeda	米国
水生委員会	Alicia Gallardo	チリ
ラボラトリー委員会	Emmanuel Couacy-Hymann	コートジボワール

(3) 世界の動物衛生をめぐる状況

WOAH より、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI)、アフリカ豚熱 (ASF)、口蹄疫 (FMD)、ベクター媒介性疾病の 4 つについて、以下の疫学分析の報告がなされた。

① HPAI

2023 年シーズンではラテンアメリカ及び南極地域で前例のない発生拡大が認められ、オセアニアにおいても拡大リスクがある。

本年 3 月に米国の乳牛においても HPAI が検出された。現時点ではヒトと哺乳類への適応は確認されていない。感染牛からの生乳は高リスクであり、感染泌乳牛からほかの動物への水平感染がおこっている。牛肉にリスクはない。

② ASF

アジア・太平洋地域では、遺伝子型 1 型及び 2 型組換えウイルス株が循環するとともに、サーベイランスが限定的なものにとどまっており、野生動物における疫学状況の把握に大きなギャップが存在する。そのため、IUCN (国際自然保護連合) レッドリスト上「危機」と分類される複数の地域固有野生ブタ種への影響が懸念される。

ASF 制御のためにはワクチン接種を含む代替のアプローチが必要だが、規格外ワクチン (sub-standard vaccine) の使用は推奨されない。安全かつ効果的な ASF ワクチンのための国際基準 (WOAH) が作成中である。

③ FMD

血清型 SAT2 が 2023 年に中東で初めて発生した際には、血清型の同定及び同定後の WOAH への通報において、遅延が認められた。通常の発生地域外における発生では、特に迅速な報告が重要となる。

血清型 C は 2004 年以来各国で発生がないものの、ワクチンの製造や曝露試験等により発生リスクは存在する。疑わしい例が確認された場合は、速やかに WOAH への報告とともに、リファレンスラボラトリーネットワークを通じた検体・分離ウイルスの共有が必要である。

④ ベクター媒介性疾病

WOAH 陸生リスト疾病のうち約 1/3 がベクター媒介性疾病であり、その 99% が温帯地域で発生している。

近年、発生が高緯度地域に拡大する傾向が認められており、世界的な気温異常との正の相関も強くなっている。動物衛生、公衆衛生及び生物多様性に対する重大な影響が懸念される。

(4) コード委員会の活動報告

以下の陸生コード新規案・改正案が総会に提示され、すべての基準案が採択された。

	項目	内容
1	定義語	定義語 (‘animal product’ , ‘biological product’ , ‘commodity’ , ‘death’ , ‘euthanasia’ , ‘germinal products’ , ‘greaves’ , ‘semen collection centre’ , ‘slaughter’ , ‘stunning’)
2	第 1.3 章	WOAH リスト疾病
3	第 4.6 章	精液採取・処理センターにおける一般衛生
4	第 4.7 章	牛・小反芻獣・豚の精液採取及び処理
5	第 6.10 章	獣医療における抗菌薬の責任ある慎重使用
6	第 7.5 章	と畜時のアニマルウェルフェア
7	第 8.8 章、第 1.11 章	口蹄疫及びその公式ステータス認定に係る申請手続き
8	第 8.16 章	リフトバレー熱
9	第 8.18 章	トリヒナ症
10	第 8.X 章	<i>Coxiella burnetii</i> 感染症 (Q 熱)
11	第 8.Z 章	<i>Trypanosoma evansi</i> 感染症 (スーラ病)
12	第 13.2 章	兎出血熱
13	第 15.1 章	アフリカ豚熱
14	第 16.Z 章	ラクダ痘
15	—	用語使用の見直し (‘Competent Authority’ , ‘Veterinary Authority’ , ‘Veterinary Services’)

主な項目に関する議論の概要は以下のとおり。

<第 6.10 章 獣医療における抗菌薬の責任ある慎重使用>

成長促進目的での抗菌薬の使用が本章による規制の対象に含まれるかが不明確であると加盟国から指摘があった。コード委議長からは、獣医療上の抗菌薬使用目的に成長促進が含まれないことは、第 6.9 章において既に明記されているとの説明があり、本章の明確化のため文言が一部修正された。微修正された改正案は全会一致で採択された。

<第 7.5 章 と畜時のアニマルウェルフェア>

加盟国からのコメントは以下のとおり。

・ アイルランド (EU27 か国を代表)

採択を支持する。また総会前に書面でいくつか細かい文言修正を提案しているので、検討ありたい。

・ タイ (他のいくつかの国 (※国名言及せず) を代表)

第 28 条第 4 項 (育種用家きんや七面鳥などの体重が重い家きんは、骨折のおそれがあるため懸鳥すべきではない旨を規定) について、削除を要請する。懸鳥による電気湯銭スタンピングのみが、産業ベースでのハラール適合のと畜法である。また、家きん業界は、アニマルウェルフェアの観点から、懸鳥の機器の改良にも取り組んでいる。

また、第 30 条第 4 項から、最低限の電気に係るパラメータ (周波数、電流) に係る記述の削除を要請し、適切なパラメータを加盟国が決定できるように記述にすべきである。これにより、動物側の様々な要因や加盟国の個別の状況に応じて、商業スケールでスタンピングが可能となる。

・ ニュージーランド

第 30 条に関するタイの修正提案を支持する。

・ 米国 (アメリカ地域 33 か国を代表)

体重の重い家きんの懸鳥を禁止するような規定には反対である。家きんに苦痛を与えない適切な方法で懸鳥を実施することは可能である。

・ 中国

第 30 条において、一定以上の周波数では特定の家きんをスタンピングしてはならない旨規定されているが、異なるエビデンスもあるので、削除を要請する。

また、第 28 条について、体重が重い家きんの懸鳥を禁止する規定に反対する。

・ アゼルバイジャン

今後の検討事項として、コードにおいて、ハラールと畜をどのように位置づけるか検討してほしい。

上記コメントに対する議長の反応は以下のとおり。

アニマルウェルフェア関連章の検討に際しては、専門家の意見を十分に聞いているため、各種の報告書をしっかり確認してほしい。第 28 条の体重の重い家きんの懸鳥については、一律に推奨しないのではなく、訓練を受けた職員によって適切に懸鳥される場合は認められる、という内容に変更する。第 30 条については、現案の記載は科学的エビデンスに基づいた事実関係の記載であり、義務ではなく推奨事項である。しかしながら、コメントを受けて、効果的な電気パラメータは、科学的データだけではなく、フィールド（現場）でのエビデンスにも基づいて決定されるべきである、との内容に変更する。

この他、細かい文言修正をいくつか施した上で、改正案が採択に付された結果、反対 1 か国（タイ）、棄権 1 か国（中国）で、修正された改正案が採択された。

<第 8.8 章 口蹄疫>

加盟国からの主なコメントは以下のとおり。

・日本

採択を支持しない。WOAH から公式認定を受けた地域（ゾーン）内の動物集団は、原則として同一の衛生状態（※ワクチン接種の有無等）であることが前提。今回の改正案では、移入元の疾病発生状況やゾーンにかかわらず、個々の動物の個別の検査結果に基づき判断すれば移入先のステータスに影響しないとの誤ったメッセージを送ることにもなりかねない。このことは、WOAH による公式疾病ステータスの認定制度の価値を損ねるものである。また、輸入国が追加的な行政負担を強いられることにもなりかねず、輸入国の利益が大きく損なわれる。

・中国

第 1 条（一般規定）について、「アフリカ水牛（※口蹄疫の無症状キャリア）から家畜への伝播は無視できない」に変更すべき。また、安全物品リストから「protein meal」と「extruded pet food」を削除すべき。

上記コメントに対する議長の反応は以下のとおり。

・対日本

コードでは、移入元のゾーンの動物衛生ステータスを考慮した上で、輸入動物のリスクに対処している。また、輸入時に確認する衛生証明書には出荷元のステータスも記載されるし、そのステータスごとに異なるリスク軽減措置を規定している。本改正案で示す措置はリスク軽減の目的を十分達成している。

・対中国

アフリカ水牛に係る文言は疫学的な事実関係を述べているに過ぎず、リスクは無視できないため、ステータス認定でも精査される事項となっている。このため、変更の必要はない。安全物品についても、これまでの報告書の中で、根拠を示しており、削除の必要はない。

テキストの修正はされず、採択に付された結果、反対2か国（日本、オーストラリア）、棄権1か国（中国）で採択された。

（５）科学委員会の活動報告

WOAH が公式にステータス認定を行っている6疾病のうち4疾病について新たにステータスが認定された。

口蹄疫ワクチン非接種清浄国	リヒテンシュタイン
牛肺疫清浄国	チェコ
	ノルウェー
小反芻獣疫清浄国	アゼルバイジャン
アフリカ馬疫清浄国	エジプト

（６）水生委員会の活動報告

以下の水生コード及びマニュアルの新規・改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

	章	内容
	【水生コード】	
1		用語の定義（Competent authority 等）の修正
2		用語の用法（aquatic animal products）の修正
3	第 1.1.5 条	疾病通報と疫学的情報の提供
4	第 1.3.1 条	Megalocytivirus pagrus 1 による感染症のリストアップ
5	第 8.X.3 条	安全な製品（両生類）の記載条件
6	第 9.X.3 条	安全な製品（甲殻類）の記載条件
7	第 10.X.3 条	安全な製品（魚類）の記載条件
8	第 11.X.3 条	安全な製品（軟体動物）の記載条件
9	第 X.X.5 条、第 X.X.6 条	各疾病の清浄化のための条件についてモデル条文

10	第 9. 3. 2 条	十脚目イリドウイルス病（DIV1）の感受性種
11	第 10. 6. 2 条	伝染性造血器壊死症（IHN）の感受性種の一覧
12	第 10. 11. 2 条	ティラピアレイクウイルス感染症の感受性種の一覧
13	第 11. 5. 1 条、11. 5. 2 条	パーキンサス・マリナスの感受性種の一覧
【水生マニュアル】		
1	第 2. 2. 0 章	一般情報（甲殻類）
2	第 2. 2. 2 章	ザリガニのアファノマイセス症
3	第 2. 2. 6 章	ホワイトテール病
4	第 2. 2. 9 章	イエローヘッドウイルス 1 型感染症
5	第 2. 2. X 章	十脚目イリドウイルス病（DIV1）の感受性種の一覧
6	第 2. 4. 0 章	一般情報（貝類）
7	第 2. 4. 1 章	アワビヘルペスウイルス感染症
8	第 2. 4. 4 章	マルティリア・レフリンジェンス感染症
9	第 2. 2. 1 章、第 2. 2. 2 章、 第 2. 4. 5 章	パーキンサス・マリナス感染症

加盟国からの主なコメントは以下の通り。

【コード】

- ・第 1. 3. 1 条（Megalocytivirus pagrus 1 による感染症のリストアップ）

水生委員会議長から、数週間前に International Committee on Taxonomy of Viruses (ICTV) で本ウイルス種の新名称が公表されたため、ICTV と同調した名称に変更するという方針に伴い、また、WOAH での複数回の名称変更を避けるため、当初案である「ISKNV ウイルス種の遺伝子群による感染症」から、「Megalocytivirus pagrus 1 による感染症」へとリストアップ名称の変更が提案された。

この議題に対し、タイ及びアルゼンチンからは、分析方法の評価が不十分であること、ブラジル（アメリカ地域 33 カ国代表）からは、当該疾病としてリストアップされた場合、観賞魚産業に多大な影響を与えること、カナダ（アメリカ地域 33 カ国代表）からは、加盟国において国又は地域レベルで清浄化できる裏付けが存在せずリストアップの基準を満たさないと予想されること、韓国からは、疾病の名称変更に伴う混乱が生じることなどの理由が挙げられ、反対が表明された。

一方で、オーストラリアからは、食用魚養殖への影響を根拠に、3 つの遺伝子群別で疾病報告を行うことの提案と併せて賛成が、南アフリカ（アフリカ地域 54 カ国代表）及び中国からは、食用魚を含めた産業への当該疾病の影響を鑑みて賛

成が、その他フィンランド（EU27 カ国代表）、インドからも賛成が表明された。また、チリからは清浄化が可能であることがコメントされた。

各国からの意見に対し、水生委員会議長は、反対国の意見はこれまでに十分に議論された内容であること、賛成国の意見通り、観賞魚だけでなく食用魚での疾病対策の観点から、リストアップが非常に重要である国や地域があることから、これ以上の先延ばしをせずに本総会で採択すべきと改めて述べた。投票は、タイ・カナダ・アメリカ・ブラジルの4カ国が反対、21カ国が棄権で、採択された。

・第10.X.3条（安全な製品（魚類）の記載条件）

タイから、安全な製品の為の処理条件について、ギロダクチルス感染症とティラピアレイクウイルス病の病原体を不活化するための温度と処理時間を見直す必要があるとコメントがあった。また、韓国からは、温度と処理時間を複数指定しないことに疑問を呈するコメントがあった。これに対し、水生委員会議長は、一定の同意を示したものの反映はせず、今後さらに文献等の情報を求めることとした。

【マニュアル】

・第2.2.2章（ザリガニのアファノマイセス症）

中国から、チュウゴクモクズガニを感受性種に含めることへ反対が示された。これに対し、水生委員会議長は、現在、感受性種についてアドホックグループで検討中であり、近いうちにレポートで報告する見込みであると回答した。

また、水生・陸生動物疾病の新しい WOAH コラボレーションセンターとして、エジプトの Central Laboratory for Aquaculture Research, CLAR と韓国の The National Institute of Fisheries Science, 国立水産科学院が採択された。

（7）ラボラトリー委員会の活動報告

以下の陸生マニュアルの新規・改正案のうち、第3.9.1章「アフリカ豚熱」以外の基準案は採択された。第3.9.1章「アフリカ豚熱」については、ワクチン未接種動物及び接種対象外の動物（妊娠豚及び繁殖用雄豚を含む。）に対するワクチンの安全性について更なる検討が必要との理由で、採択に付されなかった。

	章	内容
1	第1.1.5章	獣医検査機関における品質管理
2	第1.1.9章	獣医学用途を目的とした生物学的材料の無菌性及びコンタミの有無に関する検査
3	第2.2.4章	測定の不確かさ

4	第 2. 2. 6 章	標準参照検体及びパネルの選択と使用
5	第 3. 1. 5 章	クリミアコンゴ出血熱
6	第 3. 3. 6 章	鳥結核
7	第 3. 4. 1 章	牛アナプラズマ症
8	第 3. 4. 7 章	牛ウイルス性下痢
9	第 3. 4. 12 章	ランピースキン病
10	第 3. 6. 9 章	馬鼻肺炎（馬ヘルペスウイルス I 型感染症）
11	第 3. 8. 1 章	ボーダー病
12	第 3. 8. 12 章	羊痘及びヤギ痘

また、以下のリファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターが新たに承認された。

○リファレンスラボラトリー

	疾 病 名	施 設 名	所 在 地
1	羊痘及びヤギ痘	Exotic and vector-borne diseases (EXOVEC), Department of infectious diseases in animals, Sciensano	ベルギー
2	狂犬病	Veterinary Research Institute, Ministry of Agriculture	台湾
3	野兎病	Institute for Bacterial Infections and Zoonoses, Friedrich-Loeffler-Institut (FLI)	ドイツ
4	レプトスピラ症	Livestock Disease Diagnosis Laboratory, Indian Council of Agricultural Research-National Institute of Veterinary Epidemiology and Disease Informatics (ICAR-NIVEDI)	インド
5	小反芻獣疫	Livestock Disease Diagnosis Laboratory, Indian Council of Agricultural Research-National Institute of Veterinary Epidemiology and Disease Informatics (ICAR-NIVEDI)	インド
6	狂犬病	Laboratory for Emerging Viral Zoonoses, Research and Innovation Department, Istituto Zooprofilattico Sperimentale Delle Venezie	イタリア
7	サルモネラ症	Central Veterinary Laboratory, Ministry of Agriculture, Water and Land Reform	ナミビア
8	タイレリア症	Epidemiology, Parasites and Vectors, Agricultural Research Council, Onderstepoort Veterinary Research	南アフリカ

○コラボレーティングセンター

	項 目 名	施 設 名	所 在 地
1	中東における魚の衛生管理	Central Laboratory for Aquaculture Research (CLAR)	エジプト
2	陸生及び水生動物疾病の分子診断技術の標準物質	The National Institute of Fisheries Science, NIFS (under the Ministry of Oceans and Fisheries, MOF) and the Animal and Plant Quarantine Agency (under the Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, MAFRA)	韓国
3	実地疫学	Centre National de Veille Zoosanitaire (CNVZ)	チュニジア
4	ウイルス性豚疾病の遺伝子モニタリング	National Bio and Agro-Defense Facility (NBAF)	米国 他

(8) 第 92 回 WOAH 総会の日程

第 92 回 WOAH 総会は、2025 年 5 月 25 日～29 日にパリにおいて開催されることが決定した。

(以上)